

## 修学旅行提案書作成要項

県立西新発田高等学校  
校長 大野 荘衛

### 1 修学旅行のねらい

- (1) 日本の中心である首都圏の文化・産業・生活などに触れることで視野を広める。
- (2) 様々な職場見学等を通じて、将来の職業（進路先）についての見識を深めさせる。
- (3) 社会生活の規律やマナーを学び、社会人として必要な資質の向上を図る。

### 2 修学旅行提案書の作成

#### (1) 様式

- ① A4版（横）（表紙・目次を除き（2）の①～④を含むもの）を10部提出する。
- ② 宿泊先・見学先（候補地・施設）のパンフレット等

#### (2) 内容

- ① 旅行の行程表（時刻・宿泊先・各種活動を明記する）  
別紙「修学旅行提案書詳細について」を元に作製する。
- ② 代金内訳書（交通費・宿泊費・食事代・入場料等・諸経費・その他・添乗料・保険料等を明記する） 但し、代金内訳書は仮参加人数別（61人、71人）も提出する。
- ③ 各種活動（研修）のプラン・モデルコース
- ④ 事故防止・安全対策・保険等

#### (3) 条件

- ① 現地までの移動手段、現地での交通手段が確実に確保されていること。
- ② 出発地から複数の添乗員が同行可能であること。
- ③ 修学旅行中の保険に加入すること。
- ④ テーマに基づいた学習プランが含まれていること。
- ⑤ 過去の実績をもとに、具体的にどのような活動ができるのかが示されること。
- ⑥ 事前学習の段階から、当校と協力して準備に当たれること。
- ⑦ 研修先が、生徒の受け入れ実績があり、精通していること。

### 3 修学旅行提案書の取り扱い

- (1) 修学旅行提案書の記載内容の追加や変更はできない。但し、選考作業に必要なものを、選定委員会追加提出を求めることがある。
- (2) 修学旅行提案書は返却しない。
- (3) 修学旅行提案書は複製することがある。
- (4) 修学旅行提案書は取り扱い旅行者の選定以外に使用しない。
- (5) 修学旅行提案書は新潟県の情報公開条例に基づき、公表する場合がある。